

## ISSUE BRIEF

# 主な日本国憲法改正試案及び提言

平成 17 (2005) 年 3 月 ~ 11 月

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 537 (APR. 24. 2006)

本稿は、日本国憲法の改正に関する 8 件の試案及び提言を、11 の分野別（「前文」、「国民主権・天皇」、「安全保障・国際貢献」、「国民の権利義務」、「立法」、「行政」、「司法」、「財政」、「地方自治」、「改正手続」、「最高法規その他」）に論点を整理し、表にまとめたものである。本稿に収録した試案及び提言は、政党、政党内グループ、政治家個人、民間団体により、平成 17 (2005) 年 3 月 ~ 11 月までに公表されたものに限った。

なお、前稿（『調査と情報-ISSUE BRIEF-』No. 474, 2005.3.18.）は、平成 13 (2001) 年 1 月から平成 17 (2005) 年 2 月までに公表された提言及び試案を収録対象としている。

政治議会課 憲法室

もろはし くにひこ  
(諸橋 邦彦)

調査と情報

第 5 3 7 号

## 概説

### 1 収録対象について

本稿は、平成 17(2005)年 3 月～11 月までに公表された日本国憲法の改正に関する 8 件の試案及び提言について、「前文」<sub>、</sub>「国民主権・天皇」<sub>、</sub>「安全保障・国際貢献」<sub>、</sub>「国民の権利義務」<sub>、</sub>「立法」<sub>、</sub>「行政」<sub>、</sub>「司法」<sub>、</sub>「財政」<sub>、</sub>「地方自治」<sub>、</sub>「改正手続」<sub>、</sub>「最高法規その他」の 11 の分野ごとに、それぞれの案の論点を整理し、表にまとめたものである（前稿『調査と情報 ISSUE BRIEF-』No. 474 は、平成 13(2001)年 1 月から平成 17(2005)年 2 月までに公表された 15 件の試案及び提言を収録している）。

なお、収録対象とした試案及び提言は、憲法全体を対象とし、かつ分野ごとに検討を行っているものに限っている。同一又は同系統の個人又は団体が、複数の試案又は提言を公表している場合は、そのなかから最新にして最も詳細である試案又は提言を採用した。

### 2 各憲法改正試案及び提言の出典等について

憲法改正に関する試案及び提言を発表している主体は多岐にわたっているが、それらを(1)政党、(2)政党内グループ及び政治家個人、(3)民間団体の 3 種に分類して、それぞれの出典等を紹介した。なお、(2)、(3)の紹介順については、あいうえお順とした。出典については、3 ページの一覧表を参照されたい。

#### (1) 政党

##### 自由民主党「新憲法草案」

自由民主党新憲法制定推進本部新憲法起草委員会が作成した憲法草案で、条文形式で発表された。平成 17(2005)年 10 月に公表され、翌 11 月に同党の立党 50 年記念党大会で正式発表された。同年 7 月公表の「新憲法起草委員会・要綱第一次素案」及びこれに基づいた「新憲法第一次案」(8 月公表) 同年 10 月公表の「新憲法第二次案」を経たものである。改正は、字句の修正を含め全面に渡るものとなっているが、現段階では参照の便宜のため現行憲法と条文番号を揃えている。また、現行憲法第 11 章の「補則」を削除し、第 2 章「戦争の放棄」を「安全保障」と改めている。

##### 民主党「憲法提言」

民主党憲法調査会が作成した憲法に関する提言で、平成 17(2005)年 10 月に公表された。平成 16(2004)年 6 月には、「創憲に向けて、憲法提言中間報告」を公表している。「憲法提言」は、「1. 未来志向の憲法を構想する」<sub>、</sub>「2. 国民主権が活きる新たな統治機構の創出のために」<sub>、</sub>「3. 『人間の尊厳』の尊重と『共同の責務』の確立をめざして」<sub>、</sub>「4. 多様性に満ちた分権社会の実現に向けて」<sub>、</sub>「5. より確かな安全保障の枠組みを形成するために」の 5 つの分野で構成されている。

## (2) 政党内グループ及び政治家個人

### 創憲会議「新憲法草案」

民主党内の旧民社党議員を中心に構成されるグループである創憲会議により、平成17(2005)年10月に公表された憲法改正案である。創憲会議は、同年2月にも『創憲』を考えるための提言』を公表している。前文と序章以下計11章116条で構成されている。序章、第1章天皇、第2章権利および義務、第3章立法権、第4章執政権、第5章司法権、第6章憲法裁判所、第7章財政、第8章地方自治、第9章改正、第10章最高法規、となっている。

### 平井たくや衆議院議員「未来憲法」

平井たくや衆議院議員により、平成17(2005)年3月に公表された憲法改正案で、前文と10章94条で構成されている。第1章国民統合、第2章個人の尊厳及び主権者、第3章国民の権利及び義務、第4章統治機構、第5章国会、第6章内閣、第7章司法、第8章財政、第9章国際貢献、第10章補則、となっている。

### 平沼赳夫衆議院議員「憲法条文試案」等

平沼赳夫衆議院議員により、平成17(2005)年7月に公表された憲法改正提言で、全体的には提言の形式がとられているが、一部は条文化して提示されている。同議員の著書『新国家論 まっとうな日本を創るために』(中央公論新社)の128~148頁に収録されている。

## (3) 民間団体

### 「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会(民間憲法臨調)「国家のグランド・デザインを描くなかから新憲法の創出を」

「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会(民間憲法臨調、三浦朱門代表世話人)が、平成17(2005)年5月に公表した提言で、同提言は、平成14(2002)年11月3日に民間憲法臨調が公表した報告書の内容を踏まえたものになっている。

### 日本商工会議所「憲法問題に関する懇談会報告書 - 憲法改正についての意見 - 」

平成17(2005)年6月に、日本商工会議所憲法問題に関する懇談会がとりまとめた、憲法改正に関する報告書である。なお同懇談会は、平成16(2004)年12月にも、やはり憲法改正に関する中間報告書を作成している。報告書は、ほぼ全分野にわたって、現行憲法の論点を整理し、提案を行っている。

### 日本青年会議所「日本国憲法JC草案」

平成17(2005)年10月に、日本青年会議所憲法問題・地位協定関係委員会が作成した憲法改正試案で、前文と12章99条で構成されている。第1章国民主権、第2章天皇、第3章安全保障、第4章国際貢献、第5章国民の権利および義務、第6章国会、第7章内閣、第8章裁判所、第9章財政、第10章地方自治、第11章改正、第12章最高法規、となっている。

各憲法改正試案及び提言の出典一覧表

改正試案及び提言名		公表年月	出典文献又はホームページ
政党	自由民主党「新憲法草案」	平成 17 (2005) 年 10 月	自由民主党ホームページ < <a href="http://www.jimin.jp/">http://www.jimin.jp/</a> >
	民主党「憲法提言」	平成 17 (2005) 年 10 月	民主党ホームページ < <a href="http://www.dpj.or.jp/">http://www.dpj.or.jp/</a> >
政党内 グループ 及び 政治家 個人	創憲会議「新憲法草案」	平成 17 (2005) 年 10 月	創憲会議編『国を創る 憲法を創る - 新憲法草案 - 』一藝社, 2006.
	平井たくや衆議院議員 「未来憲法」	平成 17 (2005) 年 3 月	平井たくや『ひらたく未来憲法』卓 然会, 2005.
	平沼赳夫衆議院議員 「憲法条文試案」等	平成 17 (2005) 年 7 月	平沼赳夫『新国家論 まっとうな日 本を創るために』中央公論新社, 2005, pp.128-148.
民間 団体	「21 世紀の日本と憲法」有 識者懇談会 (民間憲法臨調) 「国家のグランド・デザインを 描くなから新憲法の創出を」	平成 17 (2005) 年 5 月	「21 世紀の日本と憲法」有識者懇談 会 (民間憲法臨調) ホームページ < <a href="http://www.k3.dion.ne.jp/~keporin/">http://www.k3.dion.ne.jp/~keporin/</a> >
	日本商工会議所「憲法問題 に関する懇談会報告書 - 憲法 改正についての意見 - 」	平成 17 (2005) 年 6 月	日本商工会議所ホームページ < <a href="http://www.jcci.or.jp/">http://www.jcci.or.jp/</a> >
	日本青年会議所 「日本国憲法 JC 草案」	平成 17 (2005) 年 10 月	日本青年会議所ホームページ < <a href="http://www.jaycee.or.jp/2006/">http://www.jaycee.or.jp/2006/</a> >

各憲法改正試案及び提言の比較対照表

4 ページ以下の表では、 に掲げた試案又は提言から、冒頭に述べた 11 の分野についてその主要な論点を摘出し、以下のように整理している。ただし、以下で用いる【維持】【追加】等の区分は、整理の都合上付したものであり、法改正のために用いられる正式な法令用語ではない。

【維持】: 現行憲法の条文又は原則等について、その維持を明示しているもの。

【変更】: 現行憲法の条文又は原則等について、それを改め又は削除することを明示しているもの。

【追加】: 現行憲法に無い新たな規定又は原則等について、それを新たに加えることを明示しているもの。

【検討】: その取扱について、今後の検討又は議論を要すべきもの。また、団体については、必ずしも団体全体の意見とはなっていないものもここに含める。

(1) 政党

	自由民主党 「新憲法草案」	民主党 「憲法提言」
前文	<p>【変更】 国民による新しい憲法の制定、象徴天皇制の維持、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重、平和主義と国際協調主義の継承、国や社会を自ら守る責務、社会の発展、国民福祉の充実、教育の振興、文化の創造、地方自治の発展、国際平和実現のため他国と協力、圧政や人権侵害を根絶させるための努力、自然との共生を信条に、地球環境を守るため力を尽くす</p>	
国民主権 天皇	<p>【維持】 象徴天皇制、国民主権 【変更】 天皇は「国民のために」首相・最高裁長官を任命する、首相の決定に基づく衆議院の解散</p>	
安全保障 国際貢献	<p>【維持】 現行憲法第9条第1項 【変更】 現行憲法第9条第2項の削除、自衛軍の保持 【追加】 首相の自衛軍最高指揮権、自衛軍の活動に対する国会承認等、自衛軍の国際的活動、自衛軍の緊急事態時の活動、自衛軍の組織・統制に関する事項を法律に授権</p>	<p>【維持】 現行憲法の平和主義 【追加】 国家緊急権、国連憲章上の「制約された自衛権」の明確化、国連の集団安全保障活動への参加の明確な位置付け、民主的統制（特に国会のチェック機能）に関する規定、憲法附属法としての「安全保障基本法(仮称)」</p>
国民の 権利義務	<p>【変更】 「公共の福祉」の文言を「公益及び公の秩序」に改める、政教分離原則の緩和(国及び公共団体は、社会的儀礼・習俗的行為の範囲内であれば宗教的活動を許容される)、居住、移転及び職業選択の自由について、「公共の福祉」要件を削除 【追加】 自由・権利には責任・義務が伴うことの自覚、公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務、障害者の差別の禁止、個人情報保護、国の国民に対する説明責務、国による環境保全、犯罪被害者の権利、知的財産権</p>	<p>【変更】 政教分離規定の厳格化、財産権について「正当な補償」の基準の明確化、「公共の福祉」の再定義、勤労権の再定義 【追加】 生命倫理規定、あらゆる暴力からの保護、犯罪被害者の権利、子どもの権利と子どもの発達の保障、外国人の人権、人権保障のための第三者機関の設置、人権・環境の維持向上のための「共同の責務」、将来の人々に対する責務、知る権利、プライバシー権、学習権(人間の潜在能力の開発を支援することを国の責務とする)、国と企業の就労条件整備責務、無償労働への参加の保障、知的財産権、国際人権法等の尊重 【検討】 あらゆる差別をなくす規定、「地球環境」保全と「環境優先」思想、「対話する権利」の保障</p>

	自由民主党	民主党
立法	<p>【変更】 定足数規定を議決要件に限定、首相による衆議院解散権の明記、閣僚の議院出席義務緩和</p> <p>【追加】 常会の会期の法定、政党規定</p>	<p>【追加】 行政監視院の設置、衆議院が予算を担当、参議院が決算と行政監視を担当、選挙制度の基本的枠組み</p> <p>【検討】 各院の選挙制度、政党規定、重要政策に関する国民投票制度</p>
行政	<p>【変更】 「この憲法に特別の定めのある場合を除き」行政権は内閣に属する、行政各部に対する首相の総合調整権、内閣による法律案提出権の明記、政令の制定を法律に基づくものに限定</p>	<p>【変更】 現行憲法第 65 条の「行政権」を「執政権」に改める、執政権の主体を内閣から首相に改める</p> <p>【追加】 独立行政委員会の位置付け、国家非常事態における首相による解散権の制限</p>
司法	<p>【変更】 最高裁判所裁判官の国民審査の方法を法律に授権、裁判官の報酬減額禁止規定の緩和</p> <p>【追加】 軍事裁判所の設置</p>	<p>【検討】 憲法裁判所の設置、幅広い国民の訴訟権の明示</p>
財政	<p>【変更】 社会的儀礼・習俗的行為の範囲内において、宗教上の組織又は団体への公金支出を許容、現行憲法第 89 条(公金支出制限)の「公の支配に属しない」を「国若しくは公共団体の監督が及ばない」に改める</p> <p>【追加】 健全財政規定、暫定予算規定、決算に対する国会の承認</p>	<p>【追加】 国の財政処理の権限を、首相が国会の議決に基づいて行使すること、首相の国会に対する財政状況等の報告義務、複数年度にわたる財政計画の国会への報告、及びその承認、会計検査院(又は行政監視院等)の報告に基づく国会の内閣に対する勧告</p>
地方自治	<p>【変更】 現行憲法第 95 条(地方特別法に対する住民投票)の削除</p> <p>【追加】 地方自治の本旨の定義、地方自治における住民の権利義務、国と地方自治体との相互協力、基礎地方自治体と広域地方自治体による構成、地方自治体の財政自主権、国の地方自治体に対する財政支援</p>	<p>【追加】 「補完性の原理」に基づく分権型国家への転換、国と基礎自治体、広域自治体の権限配分を明確化、地方自治体に専属的又は優先的立法権を保障、地方による多様な組織形態の採用の容認、地方の課税自主権・財政自治権、現行の地方交付税制度に代わる財政調整制度、自治権侵害訴訟に関する憲法裁判の審理</p>
改正手続	<p>【変更】 国会議員に発議権が帰属、各議院総議員の過半数による議決、国民投票は国政選挙と同時にしない</p>	
最高法規 その他	<p>【変更】 第 11 章「補則」の削除</p>	<p>【追加】 国際人権規範に対応する国内措置の義務づけ</p>

(2) 政党内グループ及び政治家個人

	創憲会議 「新憲法草案」	平井たくや衆議院議員 「未来憲法」	平沼赳夫衆議院議員 「憲法条文試案」等
前文	<p>【変更】 日本国民の伝統と独自の文化の継承発展、自立と共生の精神に基づく友愛の気風に満ちた国づくり、国民の福祉増進、活力ある公正な社会の建設、地球規模での自然との共生の確保、国際平和の維持への寄与と尊厳ある国づくり、地域社会の自治と自立の尊重、多様性と創造力に富む国づくり</p>	<p>【変更】 国民自らの発想と責任による憲法の制定、我が国固有の文化と伝統の尊重、また、国民によるその継承の責務、他国民・他民族に対し、自国民・自民族と同等の敬意を払う、アジア・世界との善隣と友好、理解と尊敬を理念とする積極的な外交の努力、国民の自己実現を促す社会環境の保障、国民の社会的規範尊重責任</p>	<p>【変更】 国民主権と代表制、自由と民主主義の尊重、及びこれらの価値が体現される国の体制の堅持、相互の人権の尊重、諸国民の繁栄と世界平和の実現への積極的な貢献、わが国固有の文化・伝統の継承、自然との共生、世界の文化の発展への寄与、日本国民の総意による憲法の制定、国民の憲法遵守義務、憲法の最高法規性</p>
国民主権 天皇	<p>【維持】 象徴天皇制、国民主権 【変更】 国事行為の助言・承認の主体を内閣から首相に改める 【追加】 伝統と慣習に従った、天皇の「象徴としての行為」</p>	<p>【維持】 象徴天皇制、国民主権 【変更】 国事行為の助言・承認の主体を内閣から首相に改める</p>	<p>【維持】 象徴天皇制 【変更】 天皇を元首と規定</p>
安全保障 国際貢献	<p>【維持】 現行憲法第9条第1項 【変更】 現行憲法第9条第2項の削除、防衛と国際平和のための軍隊の保持 【追加】 首相の軍隊最高指揮監督権、徴兵制の禁止、安全保障に関する事項を法律に授権、緊急事態規定</p>	<p>【維持】 現行憲法第9条第1項 【変更】 現行憲法第9条第2項の削除 【追加】 貧困、環境、紛争等人類共通の諸問題解決のための国際貢献規定、戦争・紛争を未然に防止するための外交原則</p>	<p>【変更】 戦争放棄規定を「侵略戦争」の否定に変更、自衛のための軍隊の保持 【追加】 非常事態規定、国際貢献規定、軍隊の国際的活動参加に対する国会承認、首相の軍隊指揮監督権、軍隊の武力行使を伴う活動に対する国会承認、戦争・紛争を未然に防止するための外交努力</p>
国民の 権利義務	<p>【変更】 「公共の福祉」を「公共の安全」、「公の秩序」等に改める、政教分離原則の緩和(国及びその機関は、伝統的及び儀礼的宗教行為を許容される) 【追加】 人間の尊厳、外国人の権利、庇護権、肖像権、名誉権、私事権(プライバシー権)、情報享受・収集の権利、大学の自治、生命倫理規定、犯罪被害者の救済、土地・天然資源・自然環境等の公正な利用のための規制、知的財産権、家族規定、国による公教育大綱の作成、環境権、国による環境保全、国民の憲法・法令遵守義務、国の安全・独立を守る責務</p>	<p>【変更】 義務教育に対する国の責任 【追加】 自らを統治する義務、国民の自己実現の保障と他者の犠牲の禁止、国民の社会的規範尊重責任、国民の安全・財産保護に対する国の責任、国民の自己責任、私権の制限の法定</p>	<p>【変更】 「公共の福祉」を「公共の利益」(国の安全や公の秩序、国民の健全な生活環境等を含む)と改める 【追加】 自由には責任が伴うことの再確認、環境権と環境保全義務、「個人としての秘密や名誉を不当に侵害されない権利」(「表現の自由」とのバランスをとったうえで明記)、「知る権利」(国防・外交・公安関係の機密情報をのぞく公的な情報についての知る権利、又は国としての説明責任)</p>

	創憲会議	平井たくや衆議院議員	平沼赳夫衆議院議員
立法	<p>【変更】 国会の「国権の最高機関」規定の削除、衆議院議員のみに首相就任資格、法律案再議決要件の緩和</p> <p>【追加】 政党規定、行政監察官の設置、両院合同委員会規定、少数派の国政調査請求権、法律案の合憲性等を審査する専門委員会の設置</p>	<p>【変更】 両議院の運営(常会、臨時会、衆議院の解散、特別会、参議院の緊急集会、定足数、表決、会議の公開、秘密会等)を各議院の議院規則に授権</p> <p>【追加】 政党規定、政党・議員の言論責任、政党の公約変更理由説明責任</p>	<p>【変更】 衆議院選挙における一票の価値の平等</p> <p>【検討】 二院制のあり方(参議院は地域代表又は職域代表とする)、参議院の機能(条約批准の先議権や優先議決権の付与等)、閣僚の議院出席義務の緩和</p>
行政	<p>【変更】 「行政権」を「執政権」に、執政権の主体を内閣から首相に、実質的な首相公選制、首相による衆議院解散権の制限、首相による法律案提出権の明記、政令の制定を法律に基づくものに限定</p> <p>【追加】 首相の臨時代行規定、重要政策の諮問的国民投票(首相が提案、国会が承認)</p>	<p>【変更】 行政権の主体を内閣から首相に改める、内閣の事務規定(現行憲法第73条各号)を法律に授権</p>	<p>【変更】 行政権の主体を内閣から首相に改める、首相による衆議院解散権の明記</p>
司法	<p>【変更】 条約に対する違憲審査、特別裁判所設置禁止規定の削除、最高裁判官の国民審査規定の削除</p> <p>【追加】 憲法裁判所の設置、憲法裁の具体的規範統制、憲法裁の抽象的規範統制</p>	<p>【変更】 特別裁判所設置禁止規定の削除、行政機関の終審裁判禁止規定の削除、裁判官の報酬減額禁止規定の緩和</p> <p>【追加】 国民の司法への参加、憲法裁判所の設置、憲法裁裁判官の国民審査</p>	<p>【追加】 憲法裁判所の設置、憲法裁の具体的規範統制、憲法裁の抽象的規範統制、国民の裁判手続への参加、軍事裁判所の設置</p>
財政	<p>【変更】 現行憲法第89条(公金支出制限)の削除、会計検査院を参議院直属の最高監査機関と位置付け</p> <p>【追加】 健全財政規定、決算における参議院の内閣に対する勧告権</p>	<p>【変更】 現行憲法第83条(財政の国会中心主義)の削除、第85条(国費の支出等に対する国会議決)について、法律に定める場合は例外、第89条の緩和(法律に定める場合は公金支出禁止の例外)</p> <p>【追加】 首相による国民資産勘定の作成義務</p>	
地方自治	<p>【変更】 基礎自治体首長選挙方法の条例への授権</p> <p>【追加】 自治権関係争訟に関する憲法裁の審理、地方自治の基本原則、道州制、地方自治体の課税自主権、国の専権事項カテゴリー</p>	<p>【変更】 現行憲法第95条の削除</p> <p>【追加】 地域自治の原則(国の統治の原則として)、国と地方の権限、法律と条例が矛盾する場合の調整機関の設置</p>	<p>【変更】 条例制定の制限(「法律の範囲内」)の緩和</p> <p>【追加】 地域(市町村)を地域自治の中核とする、補完性の原理、国の専権事項カテゴリー</p>
改正手続	<p>【変更】 各議院総議員の過半数による発議、各議院総議員の3分の2以上の発議(国民投票不要)、又は国民投票の過半数の賛成で改正</p> <p>【追加】 首相による憲法修正案提出権の明記</p>	<p>【変更】 各議院総議員の過半数による発議</p>	<p>【変更】 現行憲法の改正手続要件の緩和</p> <p>【検討】 各議院総議員の過半数による発議</p>
最高法規 その他	<p>【追加】 国旗規定、国歌規定、領土規定</p>	<p>【変更】 現行憲法第99条(憲法尊重擁護義務規定)の削除</p>	

(3) 民間団体

	「21世紀の日本と憲法」 有識者懇談会（民間憲法臨 調）「国家のグランド・デザ インを描くなから新憲法 の創出を」	日本商工会議所 「憲法問題に関する懇談会 報告書 - 憲法改正につい ての意見 - 」	日本青年会議所 「日本国憲法 JC 草案」
前文	【変更】 日本の国家制度の歴史、伝統をふまえ、「新しい憲法の創造」という視点に立って、全面的に書き改める	【維持】 現行憲法の三大原理 【変更】 平易な文章による表現、「今と将来の」国家像を世界に表明、世界に誇れる日本人のアイデンティティーを築く、国際社会への貢献	【変更】 日本の気候風土、祖先と家族、和の精神、歴史・伝統・精神の継承発展、議会制民主主義、基本的人権の尊重、個人の幸福と社会の利益とが調和する国家の実現、世界の人々の多様性の尊重、国際社会における責任の自覚、恒久平和の実現、人道支援及び地球環境保全のための行動
国民主権 天皇	【検討】 国民主権の原則の再検討、象徴天皇制の原則の再検討	【維持】 象徴天皇制、国民主権	【維持】 象徴天皇制、国民主権 【変更】 天皇を元首と規定
安全保障 国際貢献	【変更】 現行憲法第9条第2項の削除、自衛権の保持、自衛権行使のための軍事組織の保有 【追加】 国益の保護に関する規定、非常事態規定、国際社会の平穏が乱された際に、我が国が積極的に寄与・協力するための規定 【検討】 平和主義の原則の再検討、外国によるわが国の知的財産権の侵害からの保護、文化領域に関する内政干渉の排除、地球環境の維持、貧困の撲滅への貢献	【維持】 現行憲法第9条第1項 【変更】 第9条第2項で、自衛権及び戦力の保持を明記 【追加】 第9条第3項を新設し、国際協力活動に自衛隊の派遣を認め、国防活動と並行の本来業務とする、非常事態規定	【変更】 現行憲法第9条第1項の戦争放棄規定を「侵略戦争」の否定に変更、現行憲法第9条第2項の削除、防衛のための軍隊の保持 【追加】 首相の軍隊最高指揮監督権、軍隊の武力行使を伴う活動に対する国会承認、人類の災禍の除去に対する国民の希求、軍隊の国際的な共同活動への参加に対する国会承認、恒久平和、地球環境保全、人道支援等のための積極的な貢献、緊急事態規定
国民の 権利義務	【変更】 精神的自由の限界の明確化（ただし、精神的自由への干渉は極力避けることが前提） 【追加】 公教育の目標、公教育に対する国家の責務 【検討】 基本的人権尊重の原則の再検討、消費者の保護、犯罪被害者の救済、国民の自己責任、愛国心の明記、国防の責務、知的創造の権利、環境権、プライバシー権、家族規定	【変更】 「公共の福祉」を「公共の利益」に改める 【追加】 環境権、プライバシー権、知る権利（情報享受権）、知的財産権、弱者・少数派（犯罪被害者、障害者等）の権利保護	【変更】 「公共の福祉」を「公共の利益」に改める、現行憲法第18条（奴隷的拘束・苦役からの自由）の削除、政教分離原則の緩和（目的・効果基準の立憲化）、現行憲法第33条～第39条（刑事手続における身体の自由）の削除及びその法律への授権 【追加】 人格権（プライバシー権・名誉権）、営業の自由、生命倫理規定、国による生涯教育振興、社会貢献の責務、日本の歴史・伝統・文化を尊重する責務、国による歴史的、文化的、芸術的な財産の保護等、環境権、国による環境保全、犯罪被害者の救済

	「21世紀の日本と憲法」 有識者懇談会	日本商工会議所	日本青年会議所
立法	【変更】 法律案再議決要件の緩和、首相指名は衆議院の専権、裁判官弾劾手続の再編	【変更】 衆参両院の位置づけの明確化、参議院議員の選出方法等の改正	【変更】 国会の「国権の最高機関」規定の削除、一院制国会、通年国会 【追加】 少数派の国政調査請求権、政党規定
行政	【検討】 議院内閣制の原則の再検討		【変更】 「この憲法に特別の定めのある場合を除き」行政権は内閣に属する、内閣による法律案提出権の明記、政令の制定を法律に基づくものに限定 【追加】 首相の臨時代行規定
司法		【変更】 最高裁裁判官の国民審査の方法 【検討】 憲法裁判所の設置	【変更】 条約に対する違憲審査、特別裁判所設置禁止規定の削除、最高裁裁判官の国民審査規定の削除 【追加】 憲法裁判所の設置、憲法裁の抽象的規範統制、憲法裁の具体的規範統制、憲法裁の憲法異議審理
財政		【変更】 私学助成金支出が違憲とならないように、現行憲法第89条（公金支出制限）を改正	【変更】 現行憲法第89条の緩和（特定の宗教に対する援助、助長もしくは促進または圧迫もしくは干渉となるような支出を禁止） 【追加】 継続費規定
地方自治	【検討】 地方自治の原則の再検討	【変更】 現行憲法第92条の改正（地方自治の内容が国の法律で画一的に規定される現状を改める） 【追加】 国と地方の役割分担の明記、課税自主権を含めた地方分権の推進、基礎的自治体と広域自治体で構成される地方制度	【変更】 条例制定の制限の緩和（現行憲法第94条の「法律の範囲内で」を「法律の趣旨に反しない限り」に改める） 【追加】 地方自治の基本原則、ローカルマニフェスト選挙（地方公共団体の長の選挙候補者は施政方針を明示）、地方公共団体の課税自主権、地方公共団体の健全財政規定
改正手続	【変更】 憲法改正条件の緩和	【変更】 総議員の過半数の賛成による発議	【変更】 在籍する国会議員の過半数の賛成による発議、国民投票における有効投票の過半数の賛成で改正 【追加】 憲法改正案を作成する国会常設の憲法調査委員会の設置
最高法規 その他		【追加】 教育のビジョンの明示	【追加】 憲法に反する条約の全部又は一部の無効